

酒類販売事業者支援金支給要領（県実施）

（趣旨）

第1条 本要領（以下「要領」という。）は、「酒類販売事業者支援金」（以下「支援金」という。）について、「酒類販売事業者支援金支給要綱」（以下「支給要綱」という。）第2条に基づき、支給要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項を定める。

（申請書の提出および申請の期間）

第2条 支給要綱第3条に規定する本事業の支援対象者であって、支援金の支給を受けようとする者は、酒類販売事業者支援金支給申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、次に掲げる期間に、兵庫県（以下「県」という。）に提出しなければならない。なお、次に掲げる期間は、申請状況等を踏まえ、県の判断により変更することがある。

- ① 2021年4月から同年6月の各月を対象月とするもの
2021年7月12日から同年8月20日
- ② 2021年8月を対象月とするもの
2021年9月21日から同年11月30日。ただし、2021年8月の事業収入が前々年または前年の同月と比較して50%以上減少していない場合は、2021年9月21日から同年10月29日とする。
- ③ 2021年9月を対象月とするもの
2021年10月11日から同年12月28日。ただし、2021年9月の事業収入が前々年または前年の同月と比較して50%以上減少していない場合は、2021年10月11日から同年11月30日とする。

（収入の推定）

第3条 支給要綱第4条第1項に規定する支援金の額の算定にあたり比較対象月の収入が確認できない場合は、別表1に定める区分に応じ比較対象月の収入を推定し、2021年対象月の収入と比較することとする。

（申請の取り下げ）

第4条 支給要綱第8条第1項に定める通知を受けた申請者が申請を取り下げる場合は、酒類販売事業者支援金申請取り下げ書（様式第2号）により県に対し取り下げを申請することができる。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る支援金の支給の決定はなかつたものとみなす。
- 3 前項の場合において、支援金を返還する場合、支援金受給者は、県が定める期日までに、県に対し返還しなければならない。

（支給の期間）

第5条 支援金支給の期間は、次に掲げる期間とする。なお、次に掲げる期間は、申請書類の審査状況等を踏まえ、県の判断により変更することがある。

- ① 2021年4月から同年6月の各月を対象月とするもの
2021年7月12日から同年9月17日
- ② 2021年8月を対象月とするもの

2021年9月21日から2022年1月31日

- ③ 2021年9月を対象月とするもの
2021年10月11日から2022年1月31日

(帳簿の整備及び書類の保存)

第6条 支給要綱第8条第1項の支給を受けた申請者は、県が調査を行うことがあるため、当申請の根拠となる書類を電子的方法等により7年間保存しなければならない。

(帳簿等の提出)

第7条 県は、必要があると認めるときは、申請者に対し前条に規定する書類の提出を求め
る等の調査を行うことができる。

- 2 前項の調査において保存書類がない場合又は不十分な場合には、県は「保存書類が存在
しない、又は不十分な理由」や「飲食店の休業・時短営業の影響をどのように受けたのか」
等の確認を行うことができる。加えて、申請者の販売・提供先等への調査について、申請
者の協力を求めることができる。

(補則)

第8条 要領に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は2021年6月9日から適用する。

附 則

この要領は2021年9月16日から適用する。

別表1 (第3条関係)

区分	対象者	推定方法
2019年・2020年新規開業特例	2019年から2020年の間に開業した中小企業等	推定収入＝開業年の年間事業収入÷開業年の設立後月数 なお、開業日の属する月も、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。
合併特例	2021年の4月以降に、合併を行った法人	推定収入＝合併前の各法人の対象年月の月間事業収入合計
事業承継特例	2020年の4月以降に、事業承継を受けた個人	推定収入＝事業を行っていた者の2019年又は2020年の対象月の事業収入
法人成り特例	2020年の4月以降に、個人から法人化した者	推定収入＝法人化前の2019年又は2020年の基準月の事業収入
2021年新規開業特例	2021年1月から3月の間に開業した中小企業等	推定収入＝2021年1月から3月の事業収入の合計÷2021年の開業した月から2021年3月までの月数 なお、開業日の属する月も、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。
連結納税特例	連結納税を行っている法人	それぞれの法人が給付要件を満たす場合、各法人ごとに給付申請を行うことができ、確定申告書の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替可能
罹災特例	2018年又は2019年の罹災を証明する罹災証明書等を有する中小企業等	推定収入額＝罹災した年又はその前年の対象月の事業収入
NPO法人・公益法人等特例	特定非営利活動法人及び公益法人等	確定申告書の控えなどについて各種書類で代替可能
	寄付金等を主な収入源とする特定非営利活動法人	追加の書類の提出により寄付金等を収入に含めて給付額を算定可能
証拠書類等に関する特例	確定申告義務がない個人	住民税の申告書類の控えで代替可能
	確定申告書が合理的な理由で提出できない法人	確定申告書を税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人については、「証拠書類等に関する特例」「2019年・2020年新規開業特例」「罹災特例」に限る。

また、白色申告の者など（青色申告を行っている者であって、所得税青色申告決算書を提出しない者を含む。）確定申告書において月間事業収入が確認できない者については、推定収入を2019年又は2020年の年間事業収入を1.2で除した額とする。